

3. 医療費の助成(給付)について

3) 自立支援医療(育成医療)

指定医療機関での医療費の一部を助成します。

原則医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて1ヶ月あたりの上限額が定められています。

《対象》

18歳未満の身体に障がいがある児童、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、医療の給付によって確実な治療効果が期待できること。(所得により、一部給付対象外の場合があります。)

《給付の対象となる疾患》

肢体不自由によるもの、視覚障害によるもの、聴覚、平衡機能障害によるもの、音声、言語、そしゃく機能障害によるもの、内臓障害によるもの(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については先天性のものに限る。)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの

《手続き》

事前に担当へ確認して下さい。

《必要なもの》

申請書、医師の意見書、保険証、所得が確認できる書類

【担当】室蘭保健所 子ども・健康推進課子ども未来係 電話 0143-24-9845